

つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程

平成24年3月30日
病院事業管理規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年つがる西北五広域連合条例第13号以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料は、次条の規定による給料表により支給する。

2 住宅、宿所、食事、制服その他これらに類する有価物が支給される場合においては、これを給与の一部として、その職員の給与から控除する。ただし、予算又は条例の規定に基づいて支給される場合は、この限りでない。

(職務の分類及び給料表)

第3条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は、別に定める。

2 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲及び当該給料表は別表第1のとおりとする。

- ア 行政職給料表 (一)
- イ 医療職給料表 (一)
- ウ 医療職給料表 (二)
- エ 医療職給料表 (三)
- オ 行政職給料表 (二)
- カ 特定期付職員給料表

3 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、すべての職員の職を第1項に規定する給料表の職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。ただし、同表により難い者の給料については、別に定めるところによる。

一部改正〔平成28年10号〕

(給与の支払)

第4条 給与は、すべて通貨で全額を支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 いかなる給与も条例又は規程に基づかず職員に対して支払い、又は支給してはならない。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料の支給)

第5条 管理者は、条例の定めるところに従い、職員の毎月の給料をその月の21日に支給する。ただし、支給日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）又は土曜日に当たる時は、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支

給する。

2 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

(派遣職員)

第6条 この規程において派遣職員とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第29条において同法第252条の17の規定によりつがる西北五広域連合（以下「広域連合」という。）に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員をいう。

(給料月額等)

第7条 新たに派遣職員となった者の給料月額は、その者が派遣元の職員として在職した場合に受けるべき給料月額とする。

2 派遣職員を昇給し、又は昇格し、若しくは降格させる場合、昇給期間を短縮する場合、復職させる場合等における給料月額の調整の基準については、その者が派遣元の職員として在職した場合に適用される基準を適用する。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第8条 職員の職務の級は、別に定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、学歴、免許、経験等に応じて別に定める初任給の基準により決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者的人事評価その他の能力の実証に基づき、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 前項の規定により職員（次項の職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（管理者が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で管理者が別に定める年齢）を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に優秀な場合又は優秀な場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事評価その他の能力の実証に基づき、別に定める基準に従い決定するものとする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

10 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）

の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

1 1 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、つがる西北五広域連合病院事業病院運営局職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第11号。以下「病院運営局就業規程」という。）第22条第1項第2号、つがる西北五広域連合病院事業つがる総合病院職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第12号。以下「つがる総合病院就業規程」という。）第22条第1項第2号、つがる西北五広域連合病院事業かなぎ病院職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第13号。以下「かなぎ病院就業規程」という。）第22条第1項第2号、つがる西北五広域連合病院事業鰺ヶ沢病院職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第14号。以下「鰺ヶ沢病院就業規程」という。）第22条第1項第2号、つがる西北五広域連合病院事業つがる市民診療所職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第15号。以下「つがる市民診療所就業規程」という。）第22条第1項第2号及びつがる西北五広域連合病院事業鶴田診療所職員就業規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第16号。以下「鶴田診療所就業規程」という。）第22条第1項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一部改正〔平成25年7号・平成26年36号・28年5号・28年9号・29年7号・30年10号・令和2年20号・2年22号〕

（給料支給の始期終期）

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から病院運営局就業規程第23条、つがる総合病院就業規程第23条、かなぎ病院就業規程第23条、鰺ヶ沢病院就業規程第23条、つがる市民診療所就業規程第23条及び鶴田診療所就業規程第23条に定める勤務を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

一部改正〔令和2年22号〕

（給料の調整額）

第10条 条例第4条の規定により給料の調整を行う職は、別表第2の職員欄に掲げる職とする。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第3に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。

(扶養手当)

第11条 扶養手当の月額は、条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けていた職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けていた職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（1）扶養手当を受けていた職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

（2）扶養手当を受けていた職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部分が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（3）職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

一部改正〔平成28年9号・30年5号〕

(扶養親族の申請手続)

第13条 前条第1項の届出は、前条第1項の届出は、扶養親族届（様式第1号）により行うものとする。

一部改正〔平成30年5号〕

(扶養親族の認定)

第14条 管理者は、職員から前条の届出を受けたときは、申請書記載の扶養親族が条例

に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。

一部改正〔平成30年5号〕

2 管理者は、次に掲げる者を扶養親族として認定することはできない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額130万円以上である者
- (3) 重度心身障害者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 管理者は、前3項の認定を行うときその他必要と認めるときは、扶養事実等を証明するに足りる証拠書類の提出を求めることができる。

(通勤手当)

第15条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第6条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）の利用に係る運賃又は料金（以下「運賃等」という。）の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 条例第6条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない場合にあっては、それぞれ次に定める額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円
- (3) 条例第6条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して次のアからウに定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額
- ア 条例第6条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- イ 条例第6条第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 第1号に定める額
- ウ 条例第6条第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額
- 2 条例第6条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に該当する程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると管理者が認めるものとする。
- 3 条例第6条第2号の管理者が定める交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、広域連合の所有に属するものを除く。
- (1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
- (2) 自転車（原動機付自転車を除く）

- 4 運賃等相当額は、次の各号による額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- (1) 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）が定期券を発行している場合は、当該普通交通機関等の利用区間にかかる通用期間1箇月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替制勤務に従事する職員等が平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの（以下「交替制勤務者等」という。）について、この額が次号の場合による額を超えるときは、同号の場合による額とする。
- (2) 普通交通機関等が定期券を発行していない場合は、当該普通交通機関等の利用区間にについての通勤21回分（交替制勤務者等にあっては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であって最も低廉となるもの
- (3) 正規の勤務時間が深夜に及ぶため、通勤の経路又は方法が、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にする正当な理由がある場合は、往路及び帰路の普通交通機関等について、前2号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額
- 5 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で次項に規定するもののうち、条例第6条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして第7項に規定する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第8項に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、第9項に規定するところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 第1項の規定による額
- 6 前項に規定する職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には、勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

- 7 第5項に規定する住居は、勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居とする。
- 8 第5項に規定する基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると管理者が認めるものであることとする。
- 9 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 10 第4項の規定は、第5項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第4項第1号中「普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と読み替えるものとする。
- 11 第4項第3号の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。
- 12 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第5条第1項に規定する給料の支給日に支給する。
- 13 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 14 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 15 通勤手当は、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合は支給しない。
- 16 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成25年7号・26年36号〕

（住居手当）

第16条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 条例第7条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超

えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

- (2) 条例第7条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
(適用除外職員)

第17条 条例第7条第1号の管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 広域連合が入居料の一部を負担している住宅に居住している職員
(2) 職員の扶養親族たる者(条例第5条に規定する扶養親族で第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第18条 条例第7条第2号の管理者が定める住宅は、前条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第19条 条例第7条第2号の管理者が定める職員は、第29条第3項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務場所の移転の直前の住居であった住宅(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の規定による有料宿舎及び前条に規定する住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして別に定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

一部改正〔平成27年14号〕

(届出)

第20条 新たに条例第7条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第21条 管理者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第7条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第22条 第20条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、管理者は、別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第23条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第7条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第20条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第24条 管理者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第7条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。

（単身赴任手当）

第25条 単身赴任手当の月額は、30,000円（次条に規定するところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 | 8,000円 |
| (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 | 16,000円 |
| (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 | 24,000円 |
| (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 | 32,000円 |
| (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 | 40,000円 |
| (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| (10) 2,500キロメートル以上 | 70,000円 |

一部改正〔平成27年14号〕

（交通距離の算定）

第26条 交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、別に定めるところにより行うものとする。

（やむを得ない事情）

第27条 条例第8条第1項又は第2項の管理者が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（別に定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
（通勤困難の基準）

第28条 条例第8条第1項又は第2項の管理者が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 第26条の規定により算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- (2) 第26条の規定により算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（権衡職員の範囲等）

第29条 条例第8条第2項の管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 国又は他の地方公共団体の職員
 - (2) その他管理者が前号に掲げる者に準ずると認めるもの
- 2 条例第8条第2項の任用の事情等を考慮して管理者が定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。
- 3 条例第8条第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、第27条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第28条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
 - (2) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第27条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第28条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
 - (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第27条に規定するやむを得ない事情に準じて別に定める事情（以下単に「別に定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第28条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。）のうち、単身で生活する

ことを常況とする職員

- (4) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、別に定める特別の事情により、当該異動又は勤務場所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第28条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員
- (5) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、第27条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、別に定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第28条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと管理者が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転した後、別に定める特別の事情により、当該異動又は勤務場所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務場所に通勤することが第28条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと管理者が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (7) 第2号から前号までの規定中「勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い」とあるのを「条例第8条第1項に規定する者のか、管理者が定める者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は勤務場所の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員
- (8) その他条例第8条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員
(支給の調整)

第30条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は、支給しない。

(届出)

第31条 新たに条例第8条第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに管理者に届け出なければならない。単身

赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第32条 管理者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第8条第1項又は第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別に定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第33条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第31条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第34条 管理者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第8条第1項又は第2項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを隨時確認するものとする。

2 管理者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

一部改正〔令和元年11号〕

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別表第6に定める日（次条及び第37条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第67条第9項ただし書の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 特定任期付職員(つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年つがる西北五広域連合条例第7号) 第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の157.5」とする。

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 前項の規定にかかわらず、別表第4の職員欄に掲げる職員については、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職員の区分に応じて加算割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

8 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 法第29条第1項の規定により停職にされている職員として在職した期間については、その全期間

(2) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けて専従休職をしている職員として在職した期間については、その全期間

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2年以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

(5) 条例第28条の規定の適用を受ける職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない者の当該職員として在職した期間については、その全期間

(6) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(病院運営局就業規程第22条第6項、つがる総合病院就業規程第22条第6項、かなぎ病院就業規程第22条第6項、鰯ヶ沢病院就業規程第22条第6項、つがる市民診療所就業規程第22条第6項及び鶴田診療所就業規程第22条第6項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数をいう。第38条第6項第4号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

9 公務傷病等による休職者(第67条第2項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)であった期間については、前項の規定にかかわらず除算は行わない。

10 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、第2項の在職期間に算入する。

- (1) 他の地方公営企業の職員
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員
- (3) 管理者が前2号に掲げる者に準ずると認める者

1 1 前項の期間の算定については、第8項及び第9項の規定を準用する。

一部改正〔平成24年45号・25年4号・26年36号・28年10号・29年12号・30年10号・令和元年11号・2年22号・3年20号〕

第36条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

一部改正〔令和元年11号〕

第37条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消を申し立てることができる。
- 3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に
関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑
事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその在職期間中の行為に係る刑事事件に
関し起訴をされ
ることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場
合
- 4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、
期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこと
を妨げるものではない。
- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当
該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に
関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和元年11号〕

(勤勉手当)

第38条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基
準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の
人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に基づき、別表第6
の定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（た
だし、その退職し、又は死亡した日において次の各号のいずれかに該当する職員であつ
た者を除く。）についても同様とする。

- (1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
 - (2) 法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている刑事休職者
 - (3) 法第29条第1項の規定により停職にされている停職者
 - (4) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている専従休職者
 - (5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7
条第2項に規定する職員以外の職員
- 2 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける常勤の職員（条例第28条の規定の
適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は再任用短時間勤務職員としての退職が2回
以上ある者について前項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみを
もって、当該退職とする。
- 3 勤勉手当の額は、基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する
地域手当の月額の合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、職員勤務期間による割
合（以下「期間率」という。）と職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）
を乗じて得た額とする。
- 4 第35条第6項の規定は、勤勉手当の加算割合について準用する。この場合において、
「前項」とあるのは「第38条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「同項
に規定する勤勉手当基礎額」と、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
に同表の」とあるのは「当該勤勉手当基礎額に同表の」と、「第2項の期末手当基礎額」
とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別
表第5に定める割合とする。

- 6 別表第5に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。
- (1) 第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
 - (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間
 - (3) 休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)
 - (4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (5) 条例第20条の規定により給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかった期間から病院運営局就業規程第23条第1項、つがる総合病院就業規程第23条第1項、かなぎ病院就業規程第23条第1項、鰯ヶ沢病院就業規程第23条第1項、つがる市民診療所就業規程第23条第1項及び鶴田診療所就業規程第23条第1項に規定する週休日、病院運営局就業規程第27条第1項、つがる総合病院就業規程第27条第1項、かなぎ病院就業規程第27条第1項、鰯ヶ沢病院就業規程第27条第1項、つがる市民診療所就業規程第27条第1項及び鶴田診療所就業規程第27条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに休日(次号において「週休日等」という。)を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、管理者の定める期間を除く。
 - (7) 病院運営局就業規程第40条、つがる総合病院就業規程第44条、かなぎ病院就業規程第44条、鰯ヶ沢病院就業規程第44条、つがる市民診療所就業規程第40条及び鶴田診療所就業規程第40条による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 病院運営局就業規程第42条、つがる総合病院就業規程第46条、かなぎ病院就業規程第46条、鰯ヶ沢病院就業規程第46条、つがる市民診療所就業規程第42条及び鶴田診療所就業規程第42条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (9) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (10) 条例第28条の規定の適用を受ける職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない者の当該職員として在職した期間についてはその全期間
- (11) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には前各号の規定にかかるらず、その全期間
- 7 第35条第10項の規定は、前項に規定する条例の適用を受ける職員として在籍した期間の算定について準用する。
- 8 前項の期間の算入については、第6項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。
- 9 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、事情により第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の108以上100分の165以下
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の97.5以上100分の108未満
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の87
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の87未満

10 前項第3号の規定の適用については、当分の間、「100分の87」とあるのは「100分の87以上100分の90以下」とする。

11 再任用職員の成績率は、当該職員の人事評価その他の能力の実証に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において管理者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の42.5超
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の42.5
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の42.5未満

12 前2項の場合において、職員の成績率を第9項第4号又は第10項第3号に該当するものとして定める場合には、当分の間、管理者の定めるところによるものとする。

13 第9項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、管理者が定める。

14 勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した現在。次号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の90を乗じて得た額の総額
- (2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

15 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第36条中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第38条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成26年36号・28年5号・28年9号・28年10号・29年3号・29年12号・30年10号・令和元年11号・2年

20号・2年22号・4年2号〕

（地域手当）

第39条 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する「給料、管理職手当及び扶養手当の月額」とは、次に定めるところによる。

- (1) 条例第20条第1項の規定に基づき給与が減額される場合には、減額前の給料の月額とする。
 - (2) 法第28条第2項の規定に該当して休職されている職員の場合には、第67条に規定する支給率を乗じない給与月額とする。ただし、管理職手当は、同条第1項に規定する場合を除き、地域手当の月額の算出の基礎とはしない。
- 3 第35条第6項及び第46条に規定する「これに対する地域手当の月額」とは、給料

の月額に第1項に規定する支給割合(以下「支給割合」という。)を乗じて得た額をいう。

4 第35条第5項及び第6項に規定する「これに対する地域手当の月額」とは、給料及び扶養手当の月額の合計額に支給割合を乗じて得た額をいう。

5 第38条第3項に規定する「これに対する地域手当の月額」とは、扶養手当の月額に支給割合を乗じて得た額を、同条第4項に規定する「これに対する地域手当の月額」とは、給料の月額に支給割合を乗じて得た額をいう。

一部改正〔平成25年4号・26年36号・27年14号・28年10号〕

(端数計算)

第40条 前条第1項、第35条第4項及び第5項並びに第38条第3項及び第13項第1号及び第46条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。

一部改正〔平成26年36号〕

(寒冷地手当)

第41条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(第3項及び第5項において「基準日」という。)において在職する職員に対しては、この規程の定めるところにより寒冷地手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者に対しては寒冷地手当を支給しない。

(1)無給休職者(法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている者のうち、給与の支給を受けていないものをいう。)

(2)刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定により休職にされている者をいう。)

(3)停職者(法第29条第1項の規定により停職にされている者をいう。)

(4)育児休業法第2条の規定による承認を受けて育児休業をしている職員

(5)専従休職者(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。)

3 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に定める額とする。

世帯等の区分		額
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円
	その他の世帯主である職員	10,200円
他の職員		7,360円

備考 本表の職員には、次の各号に掲げるものは含まないものとする。

(1)条例第8条第1項の規定による単身赴任手当(以下「単身赴任手当」という。)を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と勤務場所との間の距離のうち最も短いもの(以下「最短距離」という。)が60キロメートル以上であるもの

(2)単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって、扶養親族と同居しているもののうち、最短距離が60キロメートル以上であるもの

4 前項において、世帯主である職員とは、次に掲げるものをいう。

(1)扶養親族を有し、主として自己の収入によって、その生計を維持していると認められる者

(2)同居する扶養親族以外の親族を主として自己の収入によって扶養していると認められる者

(3) 単身の職員で一戸を構えていると認められる者又は下宿、間借り等で一室を専用し、
単独で生計を維持していると認められる者

5 職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該職員の寒冷地手当の額は、第2項及び
第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額を超えない範囲内で、別に定める額と
する。

(1) 基準日において第2項各号又は第67条第4項、第5項若しくは第7項のいずれに
も該当しない職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、
第2項各号又は第67条第4項、第5項若しくは第7項のいずれかに該当する職員と
なった場合

(2) 基準日において第2項各号又は第67条第4項、第5項若しくは第7項のいずれか
に該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、
第2項各号又は第67条第4項、第5項若しくは第7項のいずれにも該当しない職員
なった場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として別に定める場合

一部改正〔平成25年4号〕

(時間外勤務手当)

第42条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に
勤務した全時間に対して勤務1時間につき第46条に規定する勤務1時間当たりの給与
額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める
割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に1
00分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第44条の規定により正規の勤務時間中に勤務
した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100
分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時
間外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合
計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項
第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、病院運営局就業規程第22条、つがる総合病院就業規程
第22条、かなぎ病院就業規程第22条、鰯ヶ沢病院就業規程第22条、つがる市民診
療所就業規程第22条及び鶴田診療所就業規程第22条の規定により、あらかじめ割り
振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時
間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務
時間を超えて勤務した全時間（交替制勤務等に従事する職員について、病院運営局就業
規程別表第1、つがる総合病院就業規程別表第1、かなぎ病院就業規程別表第1、鰯ヶ
沢病院就業規程別表第1、つがる市民診療所就業規程別表第1及び鶴田診療所就業規
程別表第1の規定による1週間当たりの勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）に満た
ない勤務時間が割り振られている週における次に掲げる時間は除く。）に対して、勤務1
時間につき、第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて
得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 当該週の勤務時間が所定勤務時間以下になる場合の割振り変更前の正規の勤務時間

を超えて勤務した勤務時間

- (2) 当該週の勤務時間が所定勤務時間を超える場合の割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、所定勤務時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間と差し引いた時間数に相当する時間
- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間（前項第1号又は第2号に定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 病院運営局就業規程第28条第1項、つがる総合病院就業規程第28条第1項、かなぎ病院就業規程第28条第1項、鰯ヶ沢病院就業規程第28条第1項、つがる市民診療所就業規程第28条第1項及び鶴田診療所就業規程第28条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150から第1項第1号又は第2号に規定する割合を減じた割合（正規の勤務時間外にした勤務に係る当該時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175から同項各号に規定する割合に100分の25を加算した割合を減じた割合、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務に係る当該時間の場合は100分の50から第2項に規定する割合を減じた割合）を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務にかかる時間について前2項の規定がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項第1号又は第2号に規定する割合」とあり、及び「同項各号に規定する割合」とあるのは「100分の100」とする。

一部改正〔平成25年7号・令和2年22号〕

（夜間勤務手当）

第43条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25の額を夜間勤務手当として支給する。

一部改正〔平成30年10号〕

（休日勤務手当）

第44条 休日（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、病院運営局就業規程第25条、つがる総合病院就業規程第25条、かなぎ病院就業規程第25条、鰯ヶ沢病院就業規程第25条、つがる市民診療所就業規程第25条及び鶴田診療所就業規程第25条に規定する休日が週休日に当たるときは、管理者が定める日）及び年

年末始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

一部改正〔令和2年22号〕

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第45条 第42条、第43条及び第44条の規定は、条例第17条に規定する職にある職員には適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第46条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる給与（地域手当及び特殊業務手当の月額については、給料月額に対する地域手当及び特殊業務手当の月額とする。）の月額の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次項に規定する時間を減じたもので除して得た額とする。

- (1) 地域手当
- (2) 寒冷地手当
- (3) 診療手当
- (4) 研修医指導業務手当
- (5) 定着手当
- (6) 特殊業務手当
- (7) 救急医療機関勤務手当

2 前項に規定する減じる時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間を減じるものとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 每年4月1日から翌年3月31日までの間ににおける祝日法による休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この条において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間

- (3) 育児短時間勤務職員等 第1号の規定による時間に病院運営局就業規程第22条第6項、つがる総合病院就業規程第22条第6項、かなぎ病院就業規程第22条第6項、鰯ヶ沢病院就業規程第22条第6項、つがる市民診療所就業規程第22条第6項及び鶴田診療所就業規程第22条第6項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

一部改正〔令和元年11号・2年20号・4年2号〕

(端数計算)

第47条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、その月の全時間数（時間外勤務手当にあっては、支給割合を異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

(宿日直手当)

第48条 宿日直を命じられ、その勤務に服した職員には、その勤務1回につき、次の表

に定める額を支給する。ただし、日直勤務が5時間未満の場合には、同表に定める額の2分の1の額とする。

区分	額
医師	20,000円
管理職手当を支給されている看護師	7,200円
医療技術業務及び看護業務に従事する職員	5,900円

- 2 前項の規定にかかわらず、つがる西北五広域連合つがる総合病院（以下「つがる総合病院」という。）に勤務する薬剤師が、宿日直を命じられ、その勤務に服した場合には、その勤務1回につき、次の表に定める額を支給する。ただし、日直勤務が5時間未満の場合には、同表に定める額の2分の1の額とする。

区分	額
宿直	20,000円
日直	5,900円

一部改正〔平成25年4号・26年17号・30年10号・31年2号・令和4年15号〕

（管理職手当）

第49条 管理職手当の支給範囲及び支給額は、別表第7のとおりとする。

- 2 別表第7に定める職に欠員がある場合又はその職を占める職員が休職にされている場合において、その職について代理、心得等として発令され、その職を行う職員には、管理職手当を支給する。
- 3 管理職手当は、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しない。

（管理職員特別勤務手当）

第50条 条例第18条第1項第1号及び第2号で定める管理職員特別勤務手当の支給範囲及び支給額は、別表第8のとおりとする。

- 2 条例第18条第1項第1号の勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その支給額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 条例第18条第1項第1号の勤務をした後、引き続いて同項2号の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同号の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（特殊勤務手当）

第51条 職員に支給する特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症作業手当
- (2) エックス線透視手当
- (3) 夜間看護手当
- (4) 診療手当
- (5) 救急医療待機手当
- (6) 麻酔手当
- (7) 呼出手当
- (8) 抗がん剤調製手当
- (9) 研修医指導業務手当
- (10) 分娩手当
- (11) 診療応援手当

- (12) 定着手当
- (13) 特殊業務手当
- (14) 救急医療機関勤務手当

一部改正〔平成25年4号・令和4年2号〕

(感染症作業手当)

第52条 感染症作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年法律第114号) 第6条第2項、第3項及び第7項に規定する感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の病原体に汚染されている区域において、患者の看護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額290円とする。

一部改正〔平成24年30号〕

(エックス線透視手当)

第53条 エックス線透視手当は、放射線科、内視鏡室、処置室及び心臓カテール担当看護師以外の職員及び介護を要する患者のエックス線透視及び撮影補助を行った看護職員、手術業務に従事し、放射線を取り扱う作業に従事する看護職員に日額230円を支給する。

(夜間看護手当)

第54条 夜間看護手当は、看護師、助産師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる看護等の業務に従事したときに、次の表の左欄に掲げる従事時間数の区分に応じ、同表の右欄に定める額を支給する。

時 間	額
午後10時から翌日の午前5時までの全時間	7,300円
4時間以上	3,550円
2時間以上4時間未満	3,100円
2時間未満	2,150円

2 前項の手当の額は、勤務1回につき支給する。ただし、月の初日から末までの期間において、当該勤務が通算して9回目以上の勤務の場合は、前項に掲げる額に100分の200を乗じて得た額を支給する。

一部改正〔平成31年2号・令和3年12号〕

(診療手当)

第55条 診療手当は、診療に従事した医師に支給するものとし、その額は1月につき、次の表に定める額を支給する。

医師免許取得後の年数	職名				
	医員	医長	医療部長・科長	副院長・消化器センター長	院長・所長
1	円 335,000	円	円	円	円
2	337,000				
3	339,000				

4	341,000				
5	343,000				
6	345,000				
7	347,000	369,000			
8	349,000	371,000	381,000		
9		373,000	383,000		
10		375,000	385,000	411,000	
11		377,000	387,000	413,000	
12		379,000	389,000	415,000	
13		381,000	391,000	417,000	
14		383,000	393,000	419,000	
15		385,000	395,000	421,000	
16		387,000	397,000	423,000	
17		389,000	399,000	425,000	
18		391,000	401,000	427,000	
19		393,000	403,000	429,000	
20		395,000	405,000	431,000	448,000
21		397,000	407,000	433,000	450,000
22		399,000	409,000	435,000	452,000
23		401,000	411,000	437,000	454,000
24		403,000	413,000	439,000	456,000
25		405,000	415,000	441,000	458,000
26		407,000	417,000	443,000	460,000
27		409,000	419,000	445,000	462,000
28		411,000	421,000	447,000	464,000
29		413,000	423,000	449,000	466,000
30		415,000	425,000	451,000	468,000
31		417,000	427,000	453,000	470,000
32		419,000	429,000	455,000	472,000
33		421,000	431,000	457,000	474,000
34		423,000	433,000	459,000	476,000
35		425,000	435,000	461,000	478,000
36			437,000	463,000	480,000
37			439,000	465,000	482,000
38			441,000	467,000	484,000
39			443,000	469,000	486,000
40			445,000	471,000	488,000
41				473,000	490,000
42				475,000	492,000
43				477,000	494,000

44				479,000	496,000
45				481,000	498,000

備考 上記の表の額は、月額とする。

2 管理職手当を支給される医師が正規の勤務時間外に緊急を要する診療の業務に従事した場合においては、前項に定める診療手當に1回につき時間数に応じて次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 業務に従事した時間が3時間以上である場合 10,000円
- (2) 業務に従事した時間が2時間以上3時間未満である場合 8,000円
- (3) 業務に従事した時間が1時間以上2時間未満の場合 5,000円
- (4) 業務に従事した時間が1時間未満の場合 2,500円

3 前項の規定にかかわらず、つがる総合病院において、医師が宿直時及び日直時に緊急を要する診療の業務に従事した場合には、第1項に定める診療手當に1回につき時間数及び従事区分に応じて次表に掲げる額を加算して支給する。

業務に従事した時間	金額			
	1名で従事した場合	1名で従事した場合(副直あり)	2名で従事した場合	管理的業務で従事した場合
3時間以上	30,000円	25,000円	20,000円	15,000円
2時間以上3時間未満	24,000円	20,000円	16,000円	12,000円
1時間以上2時間未満	15,000円	12,500円	10,000円	7,500円
1時間未満の場合	7,500円	6,250円	5,000円	3,750円

4 かなぎ病院及び鰺ヶ沢病院において、医師が宿直時又は日直時に診療の業務に従事した場合には、第2項各号の加算額とは別に、1回につき10,000円を支給する。

5 医師が緊急を要する診療の業務に従事するため、自宅又はこれに準ずる場所から呼び出されたときは、第1項に定める診療手當に1回につき次の表に掲げる額を加算して支給する。

区分		額
勤務日	診療を開始した時間	
正規の勤務日	下記以外の時間帯	2,500円
	午後10時～午前5時	5,000円
上記以外の日	下記以外の時間帯	3,000円
	午後10時～午前5時	7,000円

一部改正〔平成26年17号・29年4号・31年2号・令和4年15号〕

(救急医療待機手当)

第56条 救急医療待機手当は、職員(つがる総合病院に勤務する医師を除く。)が救急医療に従事するため自宅又はこれに準ずる場所に休日又は正規の勤務時間外に待機することを命ぜられたときに支給し、その額は、待機1回につき次の表に定める額とする。

区分	額
午前8時15分から午後5時まで待機した場合	3,100円
午後5時から翌日の午前8時15分まで待機した場合	24時間待機した場合は6,200円

一部改正〔令和元年11号〕

(麻酔手当)

第57条 麻酔手当は、全身麻酔施行に従事した医師（麻酔科医以外の医師であつて、当該医師の属する診療科以外の診療科に係る麻酔を施行したものに限る。）に支給するものとし、その額は、1回につき5,000円とする。

一部改正〔令和元年11号〕

(呼出手当)

第58条 休日又は正規の勤務時間外に救急、手術対応等に呼び出された薬剤部長、技師長、技士長、看護部長、副薬剤部長、副技師長、副看護部長、看護師長、主幹薬剤師、主幹診療放射線技師、主幹臨床検査技師及び看護主幹に呼出手当を支給する。

2 前項に定める呼出手当の額は、次の表の左欄に掲げる従事時間数の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

時間	金額
2時間以上	3,000円
2時間未満	2,000円

3 前2項に定めるもののほか、休日又は正規の勤務時間外に救急、手術対応等に呼び出された職員に、自宅から病院までの往復距離（複数回の呼出にあっては、実際に要した距離）に1キロメートル当たり37円を乗じた額を呼出手当として支給する。

4 第1項に規定する職員の呼出手当は、第2項及び前項に規定する額の合算額とする。

一部改正〔平成24年41号・26年17号・29年9号・30年5号・30年10号・令和元年11号〕

(抗がん剤調製手当)

第59条 抗がん剤調製手当は、抗がん剤調製を行った薬剤師、看護師に1回（1患者）につき230円を支給する。

(研修医指導業務手当)

第60条 研修医指導業務手当は、研修医指導医資格をもっている医師に支給するものとし、その額は1月につき5,000円とする。

(分娩手当)

第61条 分娩手当は、医師が分娩の業務に従事した場合に支給するものとし、その額は1分娩につき10,000円とする。

(診療応援手当)

第62条 診療応援手当は、つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（平成22年つがる西北五広域連合条例第4号）第1条第2項に規定する病院、診療所（以下「広域連合医療機関」という。）又はつがる西北五広域連合規約（平成11年青森県知事許可）第2条に規定する広域連合を構成する地方公共団体が設置する病院、診療所（以下「構成自治体医療機関」という。）の求めに応じて、当該医療機関の診療応援に従事した医師及び歯科医師に支給する。

2 連合医療機関（所属医療機関を除く。）で診療応援に従事した場合の手当額は、職名区分に応じ次の表のとおりとする。ただし、看取り業務のみに従事した場合は、当該額に100分の20を乗じて得た額を支給する。

職名区分	日額
医員	23,000円
医長	35,000円

科長	46,000円
副院長、医療部長、消化器センター長	57,000円
院長、所長	69,000円

備考 1診療日の診療時間は4時間を標準とする。

4時間を超過した場合、1時間当たり5,000円加算

手術料加算（局部麻酔小手術）1患者につき1医師10,000円

内視鏡検査、治療加算 1患者につき1医師10,000円

3 構成自治体医療機関で診療応援に従事した場合の手当額は、勤務1回につき当該医療機関と協議して定める1回当たりの負担金の額とする。

一部改正〔平成26年36号・令和4年15号〕

(定着手当)

第63条 定着手当は、広域連合医療機関（つがる総合病院を除く。）に勤務する医師及び歯科医師に対し、採用した月から支給するものとし、その額は1月につき、次の表に定める額を支給する。

区分	額
病院に勤務する医師及び歯科医師	130,000円
診療所に勤務する医師	100,000円

一部改正〔平成25年4号・26年17号・令和元年11号〕

(特殊業務手当)

第64条 特殊業務手当は、下記の職種区分に応じ次の表のとおりとする。

職種	支給月額
薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	給料月額の6／100
管理栄養士、視能訓練士、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士	給料月額の4／100
外来・処置室の放射線科の担当看護師並びに救急外来・検査の内視鏡室及び心臓カテーテル担当看護師	給料月額の4／100

一部改正〔平成25年4号・26年36号・令和元年11号〕

(救急医療機関勤務手当)

第64条の2 救急医療機関勤務手当は、つがる総合病院、かなぎ病院及び鰺ヶ沢病院に勤務する看護師、助産師、保健師又は准看護師であって、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1月につき当該各号に定める額を支給する。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 4,000円

(2) 再任用短時間勤務職員 前号の規定による額に病院運営局就業規程第22条第1項第2号、つがる総合病院就業規程第22条第1項第2号、かなぎ病院就業規程第22条第1項第2号、鰺ヶ沢病院就業規程第22条第1項第2号、つがる市民診療所就業規程第22条第1項第2号及び鶴田診療所就業規程第22条第1項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。）

(3) 育児短時間勤務職員等 第1号の規定による額に病院運営局就業規程第22条第6項、つがる総合病院就業規程第22条第6項、かなぎ病院就業規程第22条第6項、

鰯ヶ沢病院就業規程第22条第6項、つがる市民診療所就業規程第22条第6項及び鶴田診療所就業規程第22条第6項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。）

- 2 前項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しない。

追加〔令和4年2号〕

（手当の支給）

第65条 扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）は、第5条の規定の例により支給する。

- 2 特殊勤務手当（月額で定められているもの以外に限る。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、その月分を翌月の給料の支給定日までに支給する。

一部改正〔平成25年4号・令和4年2号〕

（給与の減額）

第66条 条例第20条の規定による給与の減額は、その勤務しない1時間につき第46条に規定する勤務1時間当たりの給与額を翌月の給与額より減額して給与を支給する。ただし、翌月の給与額のない場合は、直ちに返納させる。

一部改正〔平成25年4号・令和元年11号〕

（休職者の給与）

第67条 派遣職員が休職されたときは、その者が派遣元の職員として休職された場合に受けるべき給与を支給する。

- 2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 5 職員が法第28条第2項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60を支給することができる。
- 6 職員がつがる西北五広域連合職員の分限に関する条例（平成24年つがる西北五広域連合条例第6号）第6条に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内（同条に該当して休職にされた場合において、その原因である災害が公務上によると認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 7 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 8 第3項又は第4項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第35条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する別に定める日に第3項又は第4項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第36条及び第37条の規定を準用する。この場合において第36条中「前条第1項」とあるのは、「第67条第8項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年4号・令和元年11号・2年20号〕

(給与からの控除)

第68条 派遣職員の給与から控除できるものは、その者が派遣元の職員として在職した場合に給与から控除できることとされているものとする。

- 2 職員が支払等をすべき次に掲げるものについては、職員の給与から控除することができる。

(1) 給与の過払金に係る返還金

(2) 青森県市町村職員共済組合の積立貯金及び償還金並びに同共済組合が取り扱う各種保険料

(3) 青森県市町村職員福祉互助会の掛金

(4) 勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づく貯蓄金等

(5) 団体契約を締結した生命保険料及び損害保険料

(6) 全国市長会が取り扱う任意生命保険料及び個人年金共済掛金

(7) 全国都市職員災害共済会及び全国町村職員生活協同組合の共済掛金

(8) 職員互助会の会費及び同会が取り扱う各種保険料等

(9) 労働金庫の積立預金及び償還金

(10) 職員労働組合の組合費及び各種保険料等

(11) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく個人型確定拠出年金

(12) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので病院事業管理者が別に定めるもの

一部改正〔平成25年4号・27年19号・29年7号・令和元年11号〕

(非常勤及び臨時の職員の給与)

第69条 次に掲げる職員の給与に関しては、この規程の定める各条項及び一般賃金事情等を勘案して、別に定める。

(1) 常時勤務することを要しない者（再任用短時間勤務職員を除く。）

(2) 臨時の任用の者

一部改正〔平成25年4号〕

(給与の額、支給方法等)

第70条 この規程に定めるもののほか、条例第2条の規定の適用については、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第12号）の適用を受ける者又はつがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける者の例による。

追加〔平成28年10号〕

(補則)

第71条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(期末手当及び勤勉手当の期間率の特例)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、鶴田町及び公立金木病院組合（以下「旧所属団体」という。）の職員であった者で、引き続き施行日において広域連合に採用された職員（以下「継続採用職員」という。）に対する平成24年6月1日を基準日とした期末手当及び勤勉手当については、五所川原市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年五所川原市規則第38号）、つがる市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成17年つがる市規則第44号）、鰺ヶ沢町一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和42年鰺ヶ沢町規則第1号）、鶴田町職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年鶴田町規則8号）又は公立金木病院組合職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（平成18年公立金木病院組合規則7号）の規定により、平成24年3月31日までの旧所属団体で勤務した期間を通算し、及び勤務成績を反映して支給する。
- 3 継続採用職員に対するこの規程による給料及び扶養手当その他の各手当を支給するに際しては、継続採用職員が平成24年3月31日以前において旧所属団体の長に提出していた届出書及びその他の提出書類については、この規程により管理者に届け出るべき届出書及びその他の提出書類とみなし、施行日の前日から変更のない事項については当該届出書その他の提出書類の提出は不要とする。
(現給保障の特例)
- 4 継続採用職員で、次の表の左欄の規定の適用を受けていたものに対する給料月額が、施行日の前日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、次の表の右欄に掲げるその差額に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）から当該差額の2分の1の額（その額が1万円を超える場合にあっては1万円）を減じた額を給料として支給する。

区分	支給差額
五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年五所川原市条例第3号）附則第7項第1号の規定及び五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（平成18年五所川原市規則第23号）附則第7項第1号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.1を乗じて得た額と給料月額との差額
五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年五所川原市条例第3号）附則第7項第2号の規定及び五所川原市単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（平成18年五所川原市規則第23号）附則第7項第2号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.34を乗じて得た額と給料月額との差額

公立金木病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年公立金木病院組合条例第1号)附則第6項第1号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.1を乗じて得た額と給料月額との差額
公立金木病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年公立金木病院組合条例第1号)附則第6項第2号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.34を乗じて得た額と給料月額との差額
つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年つがる市条例第6号)附則第7項第1号の規定及びつがる市技能労務職員の給与に関する規則(平成18年つがる市規則第21号)附則第7項第1号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.1を乗じて得た額と給料月額との差額
つがる市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年つがる市条例第6号)附則第7項第2号の規定及びつがる市技能労務職員の給与に関する規則(平成18年つがる市規則第21号)附則第7項第2号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.34を乗じて得た額と給料月額との差額
鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年五所川原市条例第5号)附則第7項第1号の規定及び鶴田町単純労務職員の給与に関する規程(平成18年訓令第3号)附則第4項第1号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.1を乗じて得た額と給料月額との差額
鶴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年五所川原市条例第5号)附則第7項第2号の規定及び鶴田町単純労務職員の給与に関する規程(平成18年訓令第3号)附則第4項第2号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.34を乗じて得た額と給料月額との差額
鰺ヶ沢町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鰺ヶ沢町条例第1号)附則第7項第1号の規定及び鰺ヶ沢町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する規則(平成18年規則第13号)附則第7項第1号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.1を乗じて得た額と給料月額との差額
鰺ヶ沢町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鰺ヶ沢町条例第1号)附則第7項第2号の規定及び鰺ヶ沢町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する規則(平成18年規則第13号)附則第7項第2号の規定	施行日の前日において受けている給料月額に100分の99.34を乗じて得た額と給料月額との差額

- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給す

る。

- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一部改正〔平成26年36号・27年14号・28年5号・29年12号〕

附 則（平成24年7月20日病院事業管理規程第30号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日病院事業管理規程第34号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日病院事業管理規程第45号）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日病院事業管理規程第4号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月6日病院事業管理規程第7号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日病院事業管理規程第17号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日病院事業管理規程第36号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第8条第5項及び第6項の改正規定 平成27年1月1日
 - (2) 第2条の規定 平成27年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）中、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第15条第1項及び別表第1の規定 平成26年4月1日
 - (2) 第38条第9項、第10項及び第13項の規定 平成26年12月1日
（平成26年4月1日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の同における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成27年3月30日病院事業管理規程第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 前3項の規定による給料の額がつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成24年病院事業管理規程第18号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額を超えない場合には、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料は、支給しない。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における第39条の規定の適用については、同条中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

附 則（平成27年11月16日病院事業管理規程第19号）

この規程は、平成27年11月16日から施行する。

附 則（平成28年3月28日病院事業管理規程第5号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年12月22日病院事業管理規程第9号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第11条及び第12条の規定の適用については、第11条中「条例第5条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「条例第5条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は条例第5条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事

実が生じた場合においては、「これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年12月22日病院事業管理規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月1日病院事業管理規程第3号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年2月2日病院事業管理規程第4号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月27日病院事業管理規程第7号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日病院事業管理規程第9号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日病院事業管理規程第12号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の規定」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成30年3月26日病院事業管理規程第5号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日病院事業管理規程第10号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日

から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（平成30年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与差額の支給日）

- 5 改正後の条例による給与と前項に規定する給与の内払いとの給与差額の支給日は、平成31年1月28日とする。

附 則（平成31年3月11日病院事業管理規程第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 この規程による改正後のつがる西北五広域連合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定の適用については、平成31年4月1日以後に従事した業務に対し適用するものとし、平成31年3月31日以前に従事した業務に対する宿日直手当、夜間看護手当及び診療手当については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月23日病院事業管理規程第11号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）第38条第9項から第11項及び第14項の規定並びに別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（平成31年4月1日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（給与差額の支給日）

- 5 改正後の規程による給与と前項に規定する給与の内払との給与差額の支給日は、令和

2年1月28日とする。

附 則（令和2年5月28日病院事業管理規程第17号）

この規程は公表の日から施行する。ただし、本規程による改正後の第52条の規定は令和2年2月1日から、第62条の規定は令和2年5月22日からそれぞれ適用し、感染症手当及び診療応援手当を支給する。

附 則（令和2年8月6日病院事業管理規程20号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年11月30日病院事業管理規程第22号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日病院事業管理規程第12号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日病院事業管理規程第20号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日病院事業管理規程第2号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、改正後のつがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第51条及び第64条の2の規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年3月28日病院事業管理規程第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

ア 行政職給料表（一）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100

13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600	392, 500
14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800
15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000
16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200

46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	

80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600	381, 500				
95		295, 200	343, 100	381, 900				
96		295, 600	343, 500	382, 300				
97		295, 800	343, 700	382, 600				
98		296, 100	344, 100	383, 100				
99		296, 500	344, 500	383, 500				
100		296, 900	344, 800	383, 900				
101		297, 100	345, 100	384, 200				
102		297, 400	345, 500					
103		297, 800	345, 900					
104		298, 100	346, 300					
105		298, 300	346, 800					
106		298, 600	347, 200					
107		299, 000	347, 600					
108		299, 300	348, 000					
109		299, 500	348, 500					
110		299, 900	348, 900					
111		300, 300	349, 200					
112		300, 600	349, 500					

113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第69条に規定する職員を除く。

イ 医療職給料表(一)

職務の 級号給	1級		2級		3級		4級	
	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
1	249,800	円	335,000	円	399,000	円	471,700	円
2	252,300		338,000		401,900		474,000	
3	254,800		340,900		404,500		476,200	
4	257,300		343,800		407,200		478,500	
5	259,500		346,500		409,800		480,700	
6	263,300		349,700		412,200		482,900	
7	267,100		352,800		414,900		485,100	
8	270,900		355,900		417,300		487,300	
9	274,500		358,700		419,500		489,300	
10	278,500		361,400		422,200		491,400	
11	282,500		364,500		424,800		493,500	
12	286,500		367,700		427,500		495,600	
13	290,300		370,600		429,900		497,700	

14	294, 300	374, 100	432, 400	499, 800
15	298, 200	377, 100	434, 800	501, 900
16	302, 100	380, 700	437, 300	504, 000
17	305, 800	384, 300	439, 300	506, 100
18	309, 400	387, 000	441, 700	508, 100
19	312, 900	389, 500	444, 000	510, 100
20	316, 500	392, 100	446, 400	512, 100
21	320, 100	394, 900	447, 900	513, 900
22	323, 800	397, 200	450, 300	515, 700
23	327, 300	399, 700	452, 600	517, 600
24	330, 600	401, 800	454, 900	519, 500
25	334, 100	403, 800	456, 900	521, 200
26	336, 800	406, 100	459, 200	523, 000
27	339, 400	408, 300	461, 400	524, 800
28	342, 000	410, 600	463, 700	526, 600
29	344, 800	412, 900	465, 800	528, 200
30	346, 700	415, 000	468, 100	530, 000
31	348, 900	417, 000	470, 400	531, 800
32	351, 300	419, 100	472, 600	533, 600
33	353, 500	421, 000	474, 600	535, 200
34	355, 800	422, 800	476, 700	537, 000
35	357, 900	424, 600	478, 800	538, 700
36	360, 200	426, 600	480, 900	540, 500
37	362, 400	428, 500	483, 000	542, 100
38	364, 800	430, 500	484, 800	543, 700
39	367, 000	432, 400	486, 600	545, 100
40	369, 000	434, 400	488, 400	546, 700
41	371, 300	436, 200	490, 100	548, 200
42	372, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	373, 900	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500

48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	
67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	

81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	

備考 この表は、医療業務に従事する医師又は及び歯科医師である職員に適用する。

ウ 医療職給料表(二)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	151,000 円	188,400 円	223,600 円	249,600 円	281,000 円	327,000 円
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400

10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200

44	215, 500	249, 300	284, 200	314, 900	359, 800	399, 000
45	216, 700	250, 400	285, 700	315, 800	361, 000	399, 400
46	217, 800	251, 700	287, 400	317, 200	361, 800	400, 000
47	218, 800	253, 000	289, 100	318, 700	363, 000	400, 500
48	219, 900	254, 200	290, 700	320, 300	364, 100	400, 900
49	220, 900	255, 800	291, 900	321, 700	365, 100	401, 300
50	221, 900	257, 200	293, 500	323, 000	366, 100	401, 600
51	222, 800	258, 400	294, 800	324, 200	367, 100	401, 900
52	223, 800	259, 600	296, 400	325, 500	368, 100	402, 200
53	224, 100	260, 700	297, 700	326, 600	368, 900	402, 500
54	224, 900	262, 000	299, 200	327, 600	369, 700	402, 800
55	225, 600	263, 300	300, 600	328, 700	370, 600	403, 100
56	226, 400	264, 400	302, 100	329, 700	371, 500	403, 400
57	227, 100	265, 200	303, 100	330, 200	372, 000	403, 700
58	228, 000	266, 500	304, 300	331, 100	372, 800	404, 000
59	228, 700	267, 800	305, 500	331, 900	373, 600	404, 300
60	229, 400	269, 100	306, 900	332, 800	374, 400	404, 700
61	230, 300	270, 000	308, 200	333, 600	374, 800	404, 900
62	231, 000	271, 200	309, 400	333, 900	375, 500	405, 200
63	231, 900	272, 500	310, 700	334, 500	376, 200	405, 500
64	232, 900	273, 800	311, 900	335, 200	376, 900	405, 800
65	233, 500	274, 600	313, 300	335, 800	377, 300	406, 000
66	234, 200	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
67	234, 900	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
68	235, 600	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
69	236, 300	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
70	236, 900	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
71	237, 500	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
72	238, 000	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
73	238, 700	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
74	239, 400	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
75	240, 100	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
76	240, 600	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	

77	241, 000	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	
78	241, 600	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
79	242, 200	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
80	242, 800	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
81	243, 100	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
82	243, 500	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
83	243, 900	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	244, 200	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
85	244, 500	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86		289, 500	325, 400	346, 300	387, 900	
87		289, 700	325, 600	346, 600	388, 300	
88		289, 900	326, 000	346, 900	388, 700	
89		290, 300	326, 400	347, 300	389, 100	
90		290, 500	326, 800	347, 600	389, 600	
91		290, 700	327, 200	348, 000	390, 000	
92		290, 900	327, 600	348, 300	390, 400	
93		291, 300	327, 900	348, 700	390, 800	
94		291, 500	328, 100	349, 000		
95		291, 700	328, 500	349, 300		
96		292, 000	328, 800	349, 600		
97		292, 400	329, 000	349, 900		
98		292, 700	329, 300	350, 300		
99		292, 900	329, 600	350, 700		
100		293, 200	329, 900	351, 100		
101		293, 500	330, 100	351, 600		
102		293, 700	330, 400	352, 000		
103		293, 900	330, 800	352, 400		
104		294, 200	331, 000	352, 800		
105		294, 500	331, 200	353, 300		
106			331, 400			
107			331, 800			
108			332, 000			
109			332, 200			
110			332, 600			

111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、調剤、栄養管理その他の医療技術業務に従事する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科衛生士及び歯科技工士である職員に適用する。

エ 医療職給料表(三)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	165,300 円	192,400 円	240,200 円	262,700 円	287,100 円	330,100 円
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400

21	199, 300	226, 300	262, 700	284, 400	320, 900	370, 100
22	201, 500	228, 000	263, 600	286, 000	322, 400	372, 200
23	203, 700	229, 700	264, 500	287, 300	323, 900	374, 300
24	205, 900	231, 400	265, 500	288, 600	325, 400	376, 300
25	207, 800	232, 700	266, 700	289, 900	326, 800	378, 300
26	209, 100	234, 400	267, 600	291, 500	328, 200	379, 900
27	210, 300	236, 100	268, 800	293, 200	329, 700	381, 800
28	211, 600	237, 800	270, 000	294, 700	331, 300	383, 700
29	212, 800	239, 400	271, 200	296, 000	332, 400	385, 500
30	213, 900	240, 800	272, 600	297, 600	333, 900	387, 200
31	215, 200	242, 100	274, 100	299, 200	335, 300	389, 100
32	216, 400	243, 200	275, 400	300, 900	336, 800	390, 900
33	217, 700	244, 400	277, 000	302, 300	338, 400	392, 600
34	219, 000	245, 500	278, 400	303, 800	339, 900	394, 300
35	220, 300	246, 400	279, 600	305, 400	341, 500	396, 100
36	221, 600	247, 500	280, 800	307, 000	343, 000	397, 800
37	222, 700	248, 400	282, 400	308, 300	344, 700	399, 400
38	224, 100	249, 500	283, 600	309, 700	346, 300	401, 100
39	225, 400	250, 400	285, 000	311, 100	347, 800	402, 900
40	226, 800	251, 500	286, 200	312, 700	349, 400	404, 700
41	227, 700	251, 900	287, 500	314, 200	350, 600	406, 200
42	229, 100	252, 800	289, 000	315, 600	352, 100	407, 700
43	230, 500	253, 700	290, 500	317, 000	353, 600	409, 200
44	231, 900	254, 400	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500
45	233, 100	255, 200	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600
46	234, 500	256, 100	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700
47	235, 800	257, 000	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800
48	237, 100	258, 000	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000
49	238, 100	259, 000	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300
50	239, 200	260, 000	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400
51	240, 200	261, 200	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600
52	241, 300	262, 400	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700
53	242, 200	263, 500	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900
54	243, 300	264, 900	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900

55	244, 200	266, 200	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000
56	245, 200	267, 500	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100
57	245, 900	269, 000	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200
58	246, 900	270, 500	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700
59	247, 600	271, 900	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300
60	248, 400	273, 300	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700
61	249, 200	274, 700	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300
62	250, 200	276, 000	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800
63	251, 000	277, 400	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
64	252, 000	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
65	252, 900	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
66	253, 700	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
67	254, 800	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
68	255, 700	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
69	256, 500	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
70	257, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	
71	258, 400	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	
72	259, 400	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	
73	260, 800	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	
74	262, 100	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	
75	263, 200	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	
76	264, 300	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	
77	265, 300	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	
78	266, 300	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	
79	267, 500	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	
80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	
81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	
82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	

89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		
98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		
108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300		
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900		
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
114	293, 700	324, 900	357, 700			
115	294, 100	325, 300	358, 200			
116	294, 400	325, 600	358, 600			
117	294, 700	325, 800	359, 000			
118	295, 000	326, 100	359, 400			
119	295, 300	326, 500	359, 900			
120	295, 700	326, 700	360, 400			
121	296, 000	326, 900	360, 800			

122	296, 400	327, 200	361, 300			
123	296, 700	327, 500	361, 800			
124	297, 100	327, 800	362, 300			
125	297, 300	328, 000	362, 600			
126	297, 500	328, 300				
127	297, 800	328, 700				
128	298, 200	328, 900				
129	298, 400	329, 100				
130	298, 700	329, 300				
131	299, 100	329, 700				
132	299, 500	329, 900				
133	299, 700	330, 200				
134	300, 000	330, 600				
135	300, 400	331, 000				
136	300, 700	331, 400				
137	300, 900	331, 700				
138	301, 200	332, 100				
139	301, 600	332, 500				
140	301, 900	332, 900				
141	302, 100	333, 200				
142	302, 500	333, 600				
143	302, 900	333, 900				
144	303, 200	334, 300				
145	303, 400	334, 600				
146	303, 600	335, 000				
147	303, 900	335, 400				
148	304, 300	335, 800				
149	304, 500	336, 100				
150	304, 700	336, 500				
151	305, 000	336, 900				
152	305, 300	337, 300				
153	305, 700	337, 600				
154	305, 900					
155	306, 100					

156	306, 400					
157	306, 700					
158	307, 000					
159	307, 300					
160	307, 600					
161	308, 000					
162	308, 300					
163	308, 600					
164	308, 900					
165	309, 300					
166	309, 600					
167	309, 900					
168	310, 200					
169	310, 600					
再任用職員	235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200

備考 この表は、保健指導又は看護等に従事する助産師、看護師、准看護師及び保健師である職員に適用する

才 行政職給料表(二)

職務の 級号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	132, 300	183, 600	205, 200	251, 500	280, 000
2	133, 200	185, 100	206, 400	252, 700	281, 900
3	134, 200	186, 600	207, 800	253, 800	283, 500
4	135, 100	188, 000	209, 100	254, 900	285, 200
5	136, 100	189, 200	210, 400	255, 800	287, 000
6	137, 100	190, 700	211, 800	257, 000	288, 600
7	138, 100	192, 100	213, 200	258, 100	290, 200
8	139, 100	193, 400	214, 600	259, 300	291, 800
9	139, 900	194, 800	215, 900	260, 400	293, 300
10	140, 900	195, 800	217, 500	261, 200	295, 100
11	141, 900	197, 100	219, 100	262, 400	296, 800
12	143, 000	198, 200	220, 500	263, 600	298, 600

13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500

46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	358,900
71	213,600	253,500	283,300	311,800	359,400
72	214,000	253,900	284,000	312,300	359,900
73	214,200	254,100	284,800	312,600	360,300
74	214,600	254,500	285,500	313,100	360,800
75	215,100	255,000	286,300	313,600	361,300
76	215,700	255,500	287,100	314,000	361,800
77	215,900	255,800	287,700	314,200	362,200
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	

80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200	321,000	
103	228,700	263,500	299,500	321,300	
104	229,300	263,800	299,800	321,500	
105	229,700	264,000	300,100	321,700	
106	230,200	264,200	300,500	322,000	
107	230,500	264,500	300,900	322,300	
108	230,900	264,700	301,300	322,500	
109	231,100	265,000	301,600	322,700	
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		

113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	—	—

備考 この表は、技能職員である職員に適用する。再任用職員については、当分の間、「204,700」とあるのは、「215,200」と、「223,200」とあるのは「235,200」とする。

力 特定期付職員給料表

号給	給料月額
----	------

	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 給料表に掲げる号給の分類の基準となるべき職務の内容は、つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年つがる西北五広域連合条例第7号）第4条第2項の規定による。

一部改正〔平成25年4号・26年36号・28年5号・28年9号・28年10号・29年12号・30年10号・令和元年11号〕

別表第2（第10条関係）

適用区分表

職 員	調整数
診療放射線技師、臨床検査技師	
精神科に勤務する看護職員	2

一部改正〔平成24年41号〕

別表第3（第10条関係）

調整基本額表

ア 医療職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,600円
5級	10,500円
6級	11,200円

イ 医療職給料表（三）

職務の級	調整基本額
1級	8,000円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,300円
6級	11,600円

別表第4（第35条、第38条関係）

給料表	職 員	加算割合
行政職給料表（一）	職務の級7級及び6級の職員	100分の15（管理者が定める）

		職員にあっては 100 分の 10)
	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100 分の 10
	職務の級 3 級	100 分の 5
医療職給料表 (一)	職務の級 4 級の職員	100 分の 15
	職務の級 3 級の職員	100 分の 10
	職務の級 2 級及び 1 級の職員	100 分の 5
医療職給料表 (二)	職務の級 6 級の職員	100 分の 15
	職務の級 5 級の職員	100 分の 10
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100 分の 5
医療職給料表 (三)	職務の級 6 級の職員	100 分の 15
	職務の級 5 級の職員	100 分の 10
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100 分の 5
行政職給料表 (二)	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100 分の 5
特定任期付職員給料表		100 分の 20

備考

- 1 この表の給料表欄の給料表 (行政職給料表 (一) 及び医療職給料表 (一) を除く。) に対応する職員欄に掲げる職員の属する職務の級のうちそれぞれ最下位の職務の級の 1 級下位の職務の級に属する職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して管理者が特に必要と認めるものについては、加算割合が 100 分の 5 と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。
- 2 一般任期付職員 (つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。) については、その者に適用される給料表及び職務の級にかかわらず、加算割合が 100 分の 20 と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

一部改正 [平成 28 年 10 号]

別表第 5 (第 38 条関係)

勤務期間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10

15日未満	100分の5
0	0

別表第6（第35条、第38条関係）

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

備考 支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

別表第7（第49条関係）

区分	支給額
病院運営局長、事務部長	45,000円
事務長、課長（病院運営局）、課長（つがる総合病院）	30,000円
次長、課長（つがる総合病院を除く。）	22,000円
理事、参事、副参事	15,000円
院長、所長	125,000円
副院長、医療部長、消化器センター長	105,000円
科長	95,000円
医長	70,000円
薬剤局長	40,000円
薬剤部長（つがる総合病院）、リハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長、栄養管理局長	35,000円
技師長、技士長（つがる総合病院）	30,000円
副薬剤局長、副リハビリテーション局長、副診療画像情報局長、副臨床検査局長、副栄養管理局長、薬剤部長（つがる総合病院を除く。）、技師長（つがる総合病院を除く。）	25,000円
副薬剤部長（つがる総合病院）、副技師長（つがる総合病院）	22,000円
主幹薬剤師、主幹理学療法士、主幹作業療法士、主幹診療放射線技師、主幹臨床検査技師	15,000円
看護局長	45,000円
副看護局長、看護部長（つがる総合病院）	35,000円
看護部長（つがる総合病院を除く。）、副看護部長（つがる総合病院）	30,000円
副看護部長（つがる総合病院を除く。）	25,000円
看護師長	22,000円
保健師長、看護主幹	15,000円

一部改正〔平成24年41号・25年4号・26年17号・27年14号・30年5号・令和4年15号〕

別表第8（第50条関係）

区分	1号勤務	2号勤務
院長、所長	12,000円	6,000円
副院長、医療部長、消化器センター長	10,000円	5,000円
科長	9,000円	4,500円
医長	8,000円	4,000円
看護局長、副看護局長、看護部長（つがる総合病院）、薬剤局長、リハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長、栄養管理局長、薬剤部長（つがる総合病院）、病院運営局長、事務部長（つがる総合病院）	7,000円	3,500円
技師長、技士長（つがる総合病院）、看護部長（つがる総合病院を除く。）、副看護部長（つがる総合病院）、事務長（つがる総合病院を除く。）、課長（病院運営局）、課長（つがる総合病院）	6,000円	3,000円
副薬剤局長、副リハビリテーション局長、副診療画像情報局長、副臨床検査局長、副栄養管理局長、薬剤部長（つがる総合病院を除く。）、技師長（つがる総合病院を除く。）、副看護部長（つがる総合病院を除く。）、次長、課長（つがる総合病院を除く。）、診療所事務長	5,000円	2,500円
副薬剤部長（つがる総合病院）、副技師長（つがる総合病院）、看護師長、主幹薬剤師、主幹理学療法士、主幹作業療法士、主幹診療放射線技師、主幹臨床検査技師、保健師長、看護主幹、理事、参事、副参事	4,000円	2,000円

備考 この表において「1号勤務」とは、条例第18条第1項第1号に掲げる勤務を、「2号勤務」とは条例第18条第1項第2号に掲げる勤務をいう。

一部改正〔平成24年41号・25年4号・26年17号・27年14号・30年5号・令和4年15号〕

様式第1号（第13条関係）

所 属 長			

扶 養 親 族 届

(年 月 日提出)

任命権 者 殿	所 属		職員番号	
	職 名		氏 名	

つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第13条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。（証明書類 通添付）

届出の理由（該当する□に印を付すとともに、事実の発生年月日を記入すること）

- 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の 事由	適用
				所得の種類	金額			

記入上の注意

- 1 太枠の中だけ記入してください。
- 2 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 3 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所地は市区町村名まで記入する。
- 4 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 5 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考（上記扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。）

一部改正〔平成 30 年 5 号〕